

## 意見書 第2号

### 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕する状況であり、淡路市においては、夢の架け橋との期待を抱いた「明石海峡大橋」の開通から20年が経過するが、民営路線バスの廃止、市内唯一の産科の休止、有害鳥獣被害や耕作放棄地の増加、全国で一番多いといわれているため池の安全対策、土砂災害特別警戒区域の指定による税収の落ち込みが予想されるなど直面する深刻な課題も数多くある。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する飲料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安全・安心に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安全・安心な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化し国土強靱化させることが必要である。

よって新たな「過疎対策法」の制定を要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月20日

|        |    |    |   |
|--------|----|----|---|
| 内閣総理大臣 | 安倍 | 晋三 | 様 |
| 総務大臣   | 高市 | 早苗 | 様 |
| 財務大臣   | 麻生 | 太郎 | 様 |
| 農林水産大臣 | 江藤 | 拓  | 様 |
| 国土交通大臣 | 赤羽 | 一嘉 | 様 |

淡路市議会議長 松本 英志